

逗子市池子接收地返還促進市民協議会  
平成 29 年度 第 2 回 役員会 会議録

日 時	2017 年(平成 29 年)11 月 9 日(木) 18:00~19:10
場 所	市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員	菊池会長、東副会長、武藤副会長、徳本委員、山火委員、石井委員、 増田委員、東海委員、山上委員、岡本委員、松方委員、若菜委員、菊池委員、 佐藤(治)委員、矢野委員、斎藤委員、長沢委員、川西委員
事務局	和田経営企画部長、芳垣経営企画部次長、河合基地対策課基地対策係長 基地対策課 城崎
傍聴者	なし
議 題	1 平成 30 年度 市民協に係る予算要求について 2 勉強会 3 その他
配付資料	1 会議次第 2 役員名簿 3 平成 30 年度予算要求に係る事業計画 (案) 4 平成 30 年度予算要求に係る収入支出予算書 (案) 5 平成 30 年度 予算要求に係る年間活動スケジュール (案) 6 勉強会資料「旧軍港市転換法」について 7 市民協 研修会まとめ (案) 8 教育委員会 (社会教育課) 主催 ちらし (サードエイジ連続講座)

## 開 会

事務局： 皆様、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 2 回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で 18 名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席していらっしゃいますので、会則第 10 条第 2 項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

はじめに、前回、4 月に開催しました第 1 回役員会以降、役員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。逗子市 PTA 連絡協議会の武藤健二委員でいらっしゃいます。

《 武藤委員あいさつ 》

続きまして、市民委員の皆様ですが、任期満了に伴う公募の結果、7 月 4 日付けで 3 名の委員が、9 月 3 日付けで 1 名の委員が就任していらっしゃいますのでご紹介いたします。

《 矢野委員、斎藤委員、長沢委員、川西委員あいさつ 》

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。会議次第、役員名簿、平成 30 年度予算要求に係る事業計画 (案)、平成 30 年度予算要求に係る収入支出予算書 (案)、平成 30 年度予算要求に係る年間活動スケジュール (案)、勉強会資料

「旧軍港市転換法」について、市民協 研修会まとめ（案）、教育委員会（社会教育課）主催ちらし（サードエイジ連続講座）、以上ですが、配付洩れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、菊池会長にお願いいたします。

会 長： 皆様お忙しい中、市民協の平成 29 年度第 2 回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、市民協の来年度の事業計画及び予算について、市の財政対策プログラムを受けた、現時点での予算要求の考え方についてご説明し、ご意見を頂戴したいと思います。

また、議題の 2 として、軍転法についての勉強会を予定しております。

皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

会 長： ここで、会議の前にお諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は、許可することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会 長： それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

会 長： 議事に移ります。議題 1「平成 30 年度 市民協に係る予算要求について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： 市民協に係る予算要求の説明の前に、逗子市の財政状況につきまして、簡単にご説明させていただきます。すでに広報ずし 11 月号でお知らせをしておりますのでご存知かと思いますが、来年度予算では、7 億円の財源不足が見込まれていることから、現在、緊急財政対策プログラムを策定いたしまして、その中で市の事業について見直しを行っております。その一環として、今回、市民協の事業計画の見直しも検討しましたので、その内容をご説明いたします。それでは、資料「平成 30 年度予算要求に係る事業計画（案）」をご覧ください。ただ今ご説明しました市の財政対策プログラムを受けまして、あらためて市民協の事業について、ゼロベースで見直しを行った結果、事業計画については昨年と同様に行っていくように考えておりますが、内容について見直しを行っておりますので、変更した点についてご説明いたします。

1 (4)、2 (3) PR 活動の推進につきましては、これまで、活動報告チラシを全戸配布するなどしておりましたが、市の予算編成上の方針により、ちらし、パンフレット等の作成、配布委託については原則中止とされていることから、今後は、ちらし作成という手法を変えて、具体には、以前作成した「キッズパンフレット」と同様なものを作成し、HP を中心とした PR を実施してまいりたいと考えております。

次に、2 (5) 研修会につきましては、謝礼を必要としない形で実施できないか考

えております。例えば、防衛省の職員に講師を依頼し、池子の返還の前提ともなります「県内の米軍基地の状況」や、「日本の安全保障の環境」などについて話してもらうなどを考えております。

これにつきましては、平成 30 年度第 1 回役員会で改めてご審議をいただきますので、ご了承ください。

続きまして、資料「平成 30 年度予算要求に係る収入支出予算書（案）」をご覧ください。

市の財政対策プログラムを受け、予算については、前年と大幅な変更となっておりますので、変更の内容とその考え方を中心にご説明いたします。

本日は予算要求に係るご報告とさせていただきます。

まず、収入からご覧ください。市の補助金として 116,000 円、昨年度から 194,000 円の減額となっておりますが、内訳につきましては、支出でご説明いたします。

それでは、支出をご覧ください。消耗品-事務用品代として 6,000 円。役務費-切手購入代として 25,000 円。共に 29 年度と同額としております。

報償費-ちらしイラスト謝礼として 20,000 円を計上しております。こちらは、昨年度は研修会等の講師謝礼として 50,000 円を計上しておりましたが、今回は、講師謝礼としての計上はせず、代わりに、活動報告のイラストの作成を関東学院大学のサークルに依頼し、その謝礼として 20,000 円を計上したものです。大学側には事前に打診しましたところ、前向きな返事をいただいております。なお、先ほど、市の予算編成方針により、ちらし等の作成、配布委託については原則中止とご説明したように、来年度はHPに掲載することを中心に考えております。詳細についてはこれからとなりますが、原案を市民協側で作成し、イラスト、コマ割り等の作成をサークル側に依頼するように考えております。

次に、消耗品費-活動報告ちらし、用紙購入代として 10,000 円を計上しております。これは、先ほどのご説明のように、基本的には紙媒体での作成は中止ですが、HPを見られない方もいらっしゃることから、数量は少ないですが、ある程度の部数を印刷し、公共施設や池子の森自然公園等への配架を考えております。

委託料-こちらは、ちらし全戸配布委託を廃止したものです。

賃借料-国への要請活動のバスの借上料、50,000 円につきましては、今までの実績を精査した結果の額としております。

最後に予備費として 6,000 円を計上しております。

続きまして、「平成 30 年度予算要求に係る年間活動スケジュール（案）」をご覧ください。

まず、4 月、第 1 回事業推進委員会と役員会を開催いたします。事業推進委員会

につきましては、ここにいらっしゃる役員の中の一部の方をお願いして進めております。第1回役員会におきましては、平成29年度の事業報告、決算報告、30年度の事業計画(案)、予算(案)、活動スケジュール(案)についてご審議いただきます。

5月、7月、9月には、事業推進委員会において、活動報告ちらしの作成について打ち合わせ等を予定しておりますが、進捗状況により変わる可能性がありますことをご了承願います。

次に、10月、第5回事業推進委員会と第2回役員会。次年度の予算案等についてご審議いただきます。

次に、11月、12月には団体選出役員の改選がございます。

次に、1月、第6回事業推進委員会と第3回役員会。国への要請文案についてご審議いただきます。活動報告ちらしについては、この時期にHP等への掲載を予定しております。

2月には、例年と同じタイミングではありますが、国への返還要請活動を予定しております。

3月には、研修会を予定しております。

説明は以上です。

事務局： 会長、よろしいでしょうか。

会長： どうぞ。

事務局： 何点か、補足で説明をさせていただきます。収入支出予算書をご覧ください。29年度と比較をしますと、マイナス194,000円ということで、驚かれた方も多いのではないかと思いますが、市の財政対策プログラムの中で、市民協も見直しをした結果となります。ですが、先ほどご説明しましたように、基本的には本年度と同様の事業を行っていきたいと考えておまして、例えば、PRや要請活動といったような、これまで行ってきたどれかの事業を止めてしまうことは考えておりません。やり方を工夫して、なるべく費用のかからない形で進めていきたいというのが、今回ご説明させていただいている趣旨でございます。その中で、大きく変わっているのがPRに関する部分です。予算を見ていただきますと、29年度では、一つにはちらしを作る紙代、さらに一番大きいのが委託料ということで、全戸配布する費用として114,000円ほど計上しておりました。先ほどご説明しましたように、市の方針として、パンフレット類は原則中止ということが示されておりますので、市民協においても、それに準じた形で行いたいと考えております。ではどうするかということですが、先ほどご説明したキッズパンフレットにつきましては、今回が初めての委員もいらっしゃって、ご存知ないかと思しますので、こちらをご覧ください。小さくて申し訳ありませんが、今、私が持っているこのA5サイズのもので、平成24年から26年にかけて、市民協で作成したキッズパンフレットです。当初は、若い世代に池子問題を知ってもらいたいという趣旨で、具体的には小学校高学年か

ら中学生を対象にして、漫画形式で作ったものです。

その後、非常に好評を得まして、最終的には全戸配布いたしました。今回につきましては、全戸配布という形ではできませんが、やはり若い世代へのPRということで、同じような漫画形式で、絵をふんだんに盛り込んだ形で作りたいと考えております。この原稿作成をどうするかという部分ですが、現在、逗子市と関東学院大学で包括協定を結んでおり、いろいろな事業でご協力いただけることになっております。今回、関東学院大学を通じて、サークル側に原稿作成に協力いただけないか打診をしましたところ、ぜひ協力させていただきたいという前向きな返事をいただきましたので、来年度になりますが、そのような形で原稿を作っていく、紙媒体ではなく市のHPを中心に載せていきたいと考えております。ただし、HPを見られないという方もいらっしゃいますので、そのような方たち向けに、一定の部数は紙媒体でも作成し、例えば市の公共施設や池子の森自然公園等で配布もしていきたいというのが、今回の予算の関係で大きく変更になっている部分でございます。

ほかに変わっているのは、研修と要請ですが、要請につきましては、これまでパスで南関東防衛局に行っておりますが、ここは今まで通りということで考えております。予算を精査しまして、若干、金額が下がっているということです。研修につきましては、先ほどご説明しましたとおり、費用のかからない形を探っております。予定としては3月に研修会を実施する方向で考えております。以上です。

会 長： それでは、質疑に入ります。ただ今の説明にご質問等がありましたら、お願いいたします。はい、斎藤委員どうぞ。

斎藤委員： 紙媒体の削減に関してですが、逗子市は高齢化も進んでいるので厳しいなあということと、子ども達、若い世代が本当にHPを見るのかなというあたりで、その辺の工夫というのを、どの段階でやる形になるのかということも含めて、具体的にどのように考えていらっしゃるのか伺いたい。もう一つ、この市民協は、会議の議事録をきちんと記録に残してくださっていて、これは逗子市の情報公開の根幹にも関わる問題で素晴らしいと思っているのですが、そこに関しては、市民協は会議での発言をそのまま記録するのではなく、概略にするなどの話が出ているのか伺いたい。その二点をお願いします。

会 長： はい、事務局。

事務局： まず、後段の会議録についてですが、予算で具体的に費目を挙げている訳ではなく、私ども事務局が作業を行っておりますので、今回、削減の対象にはなっておらず、これまでどおりの記録の作成を継続いたします。次に、キッズパンフレット、PR活動の部分ですが、ご指摘がありましたようにHP等を中心にと考えておりますが、HPを見られる環境にない方もいらっしゃいますので、そのような方には全戸配布はできませんが、印刷したものを作りまして、例えば広報ずし等を通じて「市役所や、どこどこに置いてあります」ということをお知らせするような対応をしていきたいと考えております。それから、HP等ということに関してですが、むしろ今は、スマートフォンをお持ちの方が多くいらっしゃるの、私どももHPだけでいいのか、ということは考えております。今の時点で、まだ具体的なイメージは持っ

てはおりませんが、今後この話が正式に動き出しましたら、関東学院大学の学生さん達に、若い感性を活かした観点からご提案をいただいて、進めていく方向を探っていきたいと考えております。

斎藤委員： ありがとうございます。

会 長： 他にご質疑はありませんか。はい、長沢委員。

長沢委員： 紙媒体の削減については私も気に掛かるのですが、一つアイデアと申しますか、原版はこちらで作って、小中学校に刷ってくださいという形で配るのも、予算をかけずにできるかなと。ただ、それは受け取る側のこともあるかとは思いますが、若い世代を対象に作るのだったら、小中学校生くらいは全員が持てる工夫があってもいいかなと思います。

会 長： 事務局、小中学校には紙で刷るのでしたよね？

事務局： 現状では、全部は難しいかなと思っているところです。

会 長： では、頑張るということで。

長沢委員： 原版を渡してしまえばいいと思いますが。

会 長： たしか、紙はPTA会費で刷っているはずですね。PTAはPTAで紙を準備してやっているの、紙代はやはり事務局が頑張るということでどうでしょう。

事務局： 私ども事務局も、HPやスマートフォンだけで全て済むとは思っておりません。やはり紙媒体のものもお配りする必要があると考えておりますので、今ご提案いただいたことも含めまして、どのような形でできるか、工夫をしたいと思っております。

会 長： 他にございませんか。なければ、ただ今いただいたご意見を踏まえつつ、事務局が頑張りますので、今後の対応については、私と事務局にお任せをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： 次に、議題2「軍転法について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： 本日お配りしました資料の中で、「平成29年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第2回役員会 説明資料」がございますので、そちらをご覧ください。

軍転法につきましては、これまで毎年、市民協の国等に対する要請活動の中でも、軍転法の適用を求める要請をしております。また、国会議員に対しまして、市民協の顧問就任を要請する際にも軍転法の適用をお願いしておりますが、これまで委員の皆様にもきちんとご説明する機会を設けておりませんでしたので、大変申し訳なく思っている次第です。市民協の活動の根幹の部分になりますが、市民協は池子接收地の全面返還を求めて活動しておりますので、当然その返還になった際の財政負担がどうなるのかということ、大きな課題になってまいります。

前回の役員会の際に勉強会のご提案をいただきましたので、本日改めてお時間を頂戴して、軍転法の現状についてご説明させていただきたいと思っております。具体的には、軍転法とはそもそもどういうものであるか、また、なぜ逗子に適用されていないのかということ。それともう一点、軍転法が適用されていない現状の中で、仮に返還になった場合にどのような扱いになるのかということにつきまして、ご説明さ

させていただきます。

<●旧軍港市転換法（軍転法）について>

資料の1ページ目をご覧ください。

○軍転法とは

・旧軍港市転換促進法（軍転法）は、昭和25年（1950年）に旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和な日本を実現する理想達成に寄与することを目的に制定された。

この法律の趣旨を簡単に言いますと、戦前に基地の街だったところを、平和産業港湾都市に造り変えるために、国の必要な支援を定めた特別法とご理解いただければと思います。その中で逗子に関連するのは、横須賀市ということになります。太平洋戦争の直前、昭和16年に、「高度国防国家完成のために名実ともに完備せる世界最大の軍港都市の実現を期す」という市是を当時の横須賀市が制定し、さらにそれより20年ほど前の1922年（大正11年）には、海軍助成金というものも、国から当時の横須賀市に対して支払われておりました。その率が最大の時には25パーセント、つまり市の予算の4分の1が国から下りてくる海軍関係の助成金で、いわば軍港と一体の街づくりが進められている状況であったと言われております。その後敗戦となり、米軍の占領が行われました。横須賀市については市内面積の20パーセント、市街地では40パーセントですので半分近くになりますが、旧軍の財産が没収され、基幹産業であった海軍工廠が解体されました。軍事関係の人口が大きく減少し、市の人口もほぼ半減したと言われております。軍転法は、当時のそうした惨状を救うべく、同じような状況であった呉市、佐世保市、舞鶴市と合わせて、その4市を対象にして制定されたものです。

ここで条文を見たいと思います。資料1ページ目の中ほど、抜粋した条文がございまして、第一条と第五条です。

・条文（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

第五条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない。

これは簡単に申しますと、国は必要があると認める場合においては、国有財産法の規定にかかわらず、それに要する経費を負担する公共団体に対して無償で譲与しなさい、ということを決めたということです。国有財産の譲渡については、ご存知のとおり非常に厳しい制限がありますが、旧軍港市4市においては、軍事目的からの転用については無償で譲渡しなさい、ということです。この軍転法の適用を受けて、資料1ページ中ほどに、憲法第95条（住民の立法参与）が記載されておしま

す。

注：憲法第 95 条（住民の立法参与）

「一の地方公共団体にのみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」

この「一(ひとつ)」というのは、「一個」という意味ではなく、「特定の」という意味になりますので、簡単に言いますと「特定の地方公共団体のみに法律を適用する場合は、住民投票で過半数の賛成がないとできません」ということです。なぜそのようなことになっているかということ、特定の公共団体を狙い撃ちして、不利益になるような規定をすることができない措置をしているということです。実際に当時の横須賀市においては、昭和 25 年 6 月 4 日に住民投票を実施しており、その投票率が 69 パーセント、その中の 87 パーセントの方が賛成ということで、6 月 28 日にこの法律が施行されたという経緯がございます。

ではなぜ逗子市には適用されていないのか、ここからが本題になります。逗子市は、当時はまだ逗子町でしたが、昭和 18 年 4 月、戦争が激しくなってきたタイミングで、旧軍部の横須賀大軍港建設構想のもと、横須賀市に強制的に合併させられたという経緯があります。それを受けて敗戦後、当時の逗子町においても、横須賀市から分離独立をしようという動きが出てきました。その辺りにつきましては、『池子の森』という市が出している本に、池子に関する歴史的な経緯等が詳しくまとめられておりますので、もしご興味のある方は、事務局にお声をかけていただければ貸し出しをさせていただきますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。

そうした分離独立運動の結果、昭和 25 年 7 月 1 日、逗子町が横須賀市からの分離独立を達成しました。先ほど、軍転法の成立は昭和 25 年 6 月 28 日と申しましたので、軍転法が施行された 3 日後に逗子町が横須賀市から独立したことになり、「適用されない」という理由はまさにそこにあります。簡単に申しますと、逗子町が独立をした時に、その権利が当時の逗子町に引き継がれなかったということになります。法律には「横須賀市、佐世保市、呉市、舞鶴市」と書いてあり、本来ならここに「逗子町」と入れればよかったのですが、当時それがなされなかったことが直接的な理由になろうかと思えます。おそらく、当時はまだ戦後の混乱が続いていることもあったでしょうし、逗子町が独立した昭和 25 年 7 月 1 日にはまだ町長の就任がなく、当時の横須賀市長が町長の職務を執行していたといったような経緯もあったようです。同年 7 月 23 日に町長・議員選挙が行われて、ここで初めて町長が決まりましたので、空白の期間があったことになろうかと思えます。

当時そうした経緯があり、昭和 52 年の久木中・小学校共同運動場の返還まで、20 年以上にわたって返還がなかったこともあり、軍転法の適用について具体的に議論がなされることがなかったということです。

昭和 52 年の共同運動場の返還の際に、当然、軍転法の問題に気が付きましたが、当時の市長が市議会で、「国（法務省）、県は、逗子市が分離独立したとき（昭和 25



年7月)に権利を放棄したと考えており、どうしようもない」と答弁しております。

皆様ご存知のとおり、市民協では軍転法の適用につきまして、毎年国等への要請をしてきております。要請につきまして、かいつまんで説明をいたしますと、資料2 ページ目、「これまでの市民協の要請と要請に対する国の回答」「・市民協の要請(抜粋)」をご覧ください。「本協議会では、返還をより現実的なものとするべく、旧軍港市転換の本市適用に向けた活動も進めており、同法を改正すべく県内選出の国会議員に対し、本協議会顧問就任の招聘活動を行っております。返還が実現する暁には本市が同法の適用を受けられますよう、ご配慮を賜りたく」とありますように、要請を行ってきております。それに対しまして、国がどのような回答をしてきているかということですが、平成28年2月要請への国の回答、これは防衛省の回答になりますが、『当省としましては、地元負担の軽減措置が重要であると考えておりますが、旧軍港市転換法につきましては、これまで政府の見解として、「逗子市について軍転法の適用はないものとする」、「戦後50有余年を経過した今日において、軍転法を改正して、新たに逗子市に適用する意義に乏しいものとする」旨答弁されていることをご理解願います。』というものです。例年、基本的にはこの線に沿った回答をされるということが続いている状況でございます。

参考までに、国会での答弁では、どういうやり取りがあったのかということで資料にも載せておりますが、平成14年5月31日の国会で、当時の大石尚子参議院議員が質問をされております。その中で、下線が引いてある部分になりますが、「三日間横須賀市として軍転法(旧軍港市転換法)の適用を受け、逗子市が独立したとたんに、十分な検討がなされることなく軍転法適用外になってしまった場所」だということに触れていただいております。逗子市は、横須賀市と一体となって軍港都市として機能していたことを考えると、当然、軍転法の対象になるべきと考えするという質問に対しまして、国からの答弁書(抜粋)ですが、資料3 ページ6行目からになります。「旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)(以下「軍転法」という。)第一条に規定する横須賀市とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)上の地方公共団体としての横須賀市をいうものと解されることから、逗子市について軍転法の適用はないものとする。」と、まず言われてしまっております。それから、そもそもの軍転法制定の趣旨として、「先の大戦により甚大な被害を受けた旧軍港市を「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与すること」を目的としており、戦後五十有余年を経過した今日において、軍転法を改正して、これを新たに逗子市に適用する意義に乏しいものとする。」と国は答弁しております。

その下に、本年(平成29年)2月の要請に対する国の回答がございます。軍転法の適用について同じように要請しましたところ、「旧軍港市転換法(軍転法)についての要請につきましては、返還が実現した際の地元の負担軽減措置についての関係と考えておりますが、一方で、戦後70年を経過した現段階において、逗子市を軍転法の適用とすることは難しいとの見解が、同法を所管する財務省から出されていることをご理解願います。」との説明をいただいております。その後の質疑応答

の際に、委員から「毎回難しいと言われている軍転法ですが、それに代わるような、市に負担なく返還できるような方法をご考慮いただきたいと思います。」とのご発言があり、それに対しまして、国から「軍転法についてですが、法律改正にポイントがあるのではなく、土地の返還の際の負担軽減をどうするかという問題に尽きると思っております。既存の財務の規定によれば、公園用地として使用する場合は優遇措置が適用されますが、既存の枠組み以上のことについては、逗子市の皆様の声を聞きながら、どのような工夫ができるのか、何か策があるかどうかも含めて検討してまいります。」という回答をいただいております。

では、今の回答にあった「既存の財務の規定」とは何かということが、資料4ページ以降の説明になります。具体的には国有財産法が関わりを持ってまいります。4ページにはいろいろと書いてありますが、時間の関係もございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

池子の森は一部私有地がありますが、99.数パーセントは国有地になりますので、返還になる場合は当然、国有財産法の規定に沿って財産処分の扱いがなされるのが大原則です。そこにつきまして5ページをご覧ください。国有財産法の中には、無償貸付という規定が第22条がございます。

(無償貸付)

第22条 「普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。  
一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。」

ここでいう地方公共団体が逗子市に当たりますが、「次に掲げる場合においては、無償で貸し付けることができる」という規定になっております。その場合の例示として緑地、公園等があり、例えば池子の40ヘクタールは、現在は池子の森自然公園として利用しており、文字通り公園です。したがって、公園として「その用に供する場合は無償で貸し付けることができる」ということです。では何が問題なのかというと、資料5ページの「※しかし」以降の部分になりますが、昭和54年12月に当時の大蔵省から、「返還財産の処分条件について」という通達が出されております。要約しますと、在日米軍から返還された普通財産については、先ほどご説明した第22条の規定等にかかわらず、下記のように定め、とあり、その下の「記」と書いてある部分が関連してまいります。5ページの一番下の部分に「別表」とあり、本日は別表はお付けしていませんが、表でそれぞれの用途に応じて、財産処分の条件が記されており、池子の40ヘクタールにつきましては、緑地・公園に該当します。その場合、資料6ページに「処分条件」とありますが、「処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い」という規定がなされており、実際はこちらの規定で運用されております。従って、現在、共同使用されている池子の40ヘクタールが返還される場合には、この規定によると3分の1

ということですので、単純計算で言えば約 13 ヘクタール強が時価売払いの対象になってしまうのが現状です。

6 ページに「●逗子市の過去の返還」とありますが、逗子では過去に 2 度、すでに返還が実現しております。1 度目は昭和 47 年 12 月、今の第一運動公園がある場所になります。あそこはやはり米軍の接收地として、池子弾薬庫の管理事務所等がありました。その時につきましては、民有地部分を除いて無償貸付けが受けられております。

先ほど申しました昭和 52 年 4 月の久木中・小学校共同運動場の一部返還の際には、市で売買契約を結んで土地を購入しております。過去の資料の数字を引っ張ってきましたが、簡単に申しますと当時の金額で約 3 億 4,775 万円を市が分割して国に対して支払いをし、購入した経緯がございます。この共同運動場は約 25,000 m<sup>2</sup> ですので、池子の森自然公園とは面積も違っておりますし、昭和 52 年と現在では貨幣価値も異なっておりますので、40 ヘクタールの 3 分の 1 が返還になった場合にどのくらいの売却負担になるのか、皆様のご関心のあるところだと思いますが、これにつきましては今後、国、米軍と返還に向けた協議・交渉を進めていくこととなりますので、現時点で具体的に国（財務省）から示されている状況ではございません。ただ、3 分の 1 が有償ということで、かなりの額になることは想像されますので、その財政負担を市でどうするのかという部分が今後の返還に向けた交渉の中で、ひとつ大きな問題として出てくるだろうと考えております。

駆け足でご説明させていただきましたが、私どもが毎年、市民協会で要請をしている軍転法につきましては、以上のような経緯がございます。趣旨としては、逗子市は当時、横須賀市の一部であったのだから、逗子市も適用されるべきだということで要請をしておりますが、国からは、逗子市は分離独立をした際にその手続きを取っていなかったのだから、あくまで横須賀市だけである。しかもすでに戦後かなりの年数が経ってしまっているのです、今の時点でさかのぼって適用する意義はない、という説明をされております。

冒頭に申しましたが、本日は軍転法の現状について説明をさせていただきましたので、今後どうするかという部分につきましては、返還の交渉・協議の進捗等によりまして、随時、情報提供をさせていただきたいと思っております。私からのご説明は以上です。

会 長： かなり詳しい説明だと私は思いましたが、もし何かご不明な点があればどうぞ。はい、斎藤さん。

斎藤委員： 言葉の使い方についてお聞きしたいのですが、資料 6 ページ目「●逗子市の過去の返還 昭和 47 年 12 月」のところでは

池子接收地の一部（管理事務所地区約 6ha）を第一運動公園として返還 →無償貸し付け（民有地を除く）
---

とありますが、「返還」という言葉と「無償貸し付け」というのは、もともと国有地が逗子市のものになったのか、あるいは、貸し付けなので、国有地は国有地であって、逗子市が自由には使えるけれど、あくまでも国有地であるということなのか。

それから、今回の場合はアメリカが関係してくると思いますが、アメリカの法律的なことが優先されるという意味なのか、無償貸し付けになれば、アメリカ軍の方は全然関係がないのかというあたりが、普通の国有地を取得する場合とは違うと思うのですが、この（昭和 47 年 12 月の）「返還」と「無償貸し付け」は最終的には誰のものになっているのか、法律はどこのものがメインになるのかということについて教えていただけますか。

事務局： まず米軍に提供されている今の池子住宅地区は、ほとんどが国有地ということになり、具体的には防衛省が管轄しております。一般的に返還の場合は、米軍が使わなくなってというケースが多いのですが、その場合は財務省の土地（普通財産）として戻ることになります。ですので、返還ということでは、まず米軍から国有地として戻ってくるのが前提になります。その後、例えば昭和 47 年もそうでしたが、市はその土地を第一運動公園として整備したいという計画がありましたので、当時の大蔵省に申請をして、公園用地として無償で貸し付けを受けたという流れになっております。

斎藤委員： まだ借りている形になるのでしょうか。

事務局： そうです。一方で、昭和 52 年の共同運動場の方は売買契約をしておりますので、市の所有地になっております。第一運動公園については、無償貸し付けという状況です。

斎藤委員： ありがとうございます。

会 長： 他にございませんか。はい、どうぞ。

佐藤(治)委員： 地区労（三浦半島地区労働組合センター）の佐藤です。3 ページ中ほど、大石議員の質問に対する国の答弁書のところですが、「なお、軍転法は、先の大戦により甚大な被害を受けた旧軍港市を～」と書いてありますが、これは何か根拠があるのでしょうか。というのも、もう少し言わせていただきますと、軍転法の趣旨自体は第一条で平和産業港湾都市の建設というふうになっており、さらに十四条、十五条で、市長の責務としてその実現に努めなければならない、市民もそれに協力しなければならないとなっていて、むしろ過去に被害を受けたというよりも、私の受け止めからすると、軍港として加害を与えたということも含めて、それを改めて平和都市を造れという趣旨だと思うのです。だとすると、ここで財務省の言っている、もう 70 年経っているのだから、ということではなくて、建設の側に回れば、70 年経とうが何十年経とうが、平和都市建設の責任を負うということは失われていないと認識しているのですが、この国の回答については何か根拠があるのか、あるいは、「」が付いているところを国が言ったのであって、引用の中でこのように逗子市側で書いたのか、そこがよく分からないので教えていただければと思います。

会 長： もう一度確認ですが、3 ページのどの部分でしょうか。

佐藤(治)委員： 真ん中あたり、国の答弁の二段落目、「なお、軍転法は、先の大戦により～」というところです。

事務局： お答えいたします。これは国会の記録から抜粋したものです。今ご質問のありました部分の趣旨というのは、市としてはどういった趣旨でこの答弁をしたかという

ところまでは、把握できていない状況です。

会 長：　　そもそもこの時は、大石さんから市に対して相談はなかったですよ、確か。私が覚えている中ではなくて、こういうことを質問したからこうでした、という報告があったような気がします。ですから、逗子市は関与していないですね。

　　そういったことでも結構ですし、何か質問があればどうぞ。はい、長沢委員。

長沢委員：　1 ページ「逗子市に軍転法が適用されなかった理由」のところに、昭和 25 年 6 月 4 日に横須賀市が住民投票を実施したとありますが、これは逗子町も含まれていたということだから、ここに住んでいた人も住民投票をした訳ですよ。ということは、横須賀市でもあるし逗子町でもあるということだから、適用されてもいいのかなと単純に考えてしまうのですが、どうなのでしょう。

会 長：　　その通りです。皆さんそう思っていると思います。

長沢委員：　　そうですね。

事務局：　　その意味では、ここではこのような答弁をしておりますが、われわれ市民協は、今、長沢委員がおっしゃった観点も含めて、逗子にもそういった一定の権利があるべきではないかということで、これまで毎年要請をしてきているという経緯がございます。

会 長：　　ですから、この会に参加していらっしゃる方は皆そうお考えで、活動してくださっていると私は捉えています。今日お伝えしたことを頭の中に入れていただいて、何かご意見があれば、また次回にでもお願いします。

徳本委員：　　よろしいでしょうか。

会 長：　　徳本さん、どうぞ。

徳本委員：　　私も長沢さんと同じ気持ちでおるのですが、さりながら今の国の答弁なり、あるいは国有財産法の規定なりを不満ではありますが仮にそのまま受け入れるとして、6 ページ目にあるように今適用される条件は用途にもよりますが、3 分の 2 が無償貸し付けで残りの 3 分の 1 については時価売払いです。そういうベースで考えた時に、防衛省の方でも逗子と相談して良い手を考えていきたいとおっしゃっていますが、この条件を前提にした時に、こういうことなら逗子市としても支払い能力がありそうですね、というような案をこれは逗子市が考えるのですか、それとも防衛省がまだ喫緊の課題とは思ってはいないのでしょうか、いざ返還という時には、考えてくれると思っていいいのでしょうか。

事務局：　　先ほど申しましたように、私どもは最終的には池子の森の全面返還、池子接収地の全面返還というゴールがありまして、第一弾として約 40 ヘクタールの土地、今の池子の森自然公園の返還を求めているのが、市民協も含めた逗子の今の動きになっております。今ご質問がありましたように、その際には当然、国有財産法のとおり適用されると 3 分の 1 は有償、時価売払ということになっていますので、そこをいかに軽減できるかというところが、実際にはかなり大きな問題になるのだらうと思っています。今のご質問で、それを誰が考えるのか、国・防衛省なのか逗子なのかということにつきましては、今後の協議の中での話になってくると思いますので、確たることは申し上げられませんが、当然、返還を求める立場は逗子市と

ということになります。先ほど申しましたように、防衛省は米軍への提供財産でなくなれば、あとは財務省との話になってきますので、具体的には逗子市と財務省の話になりますが、防衛省の回答にもありましたように、協力といいますか、ご発言をいただいている部分もございますから、そこは我々としては是非、防衛省の知恵も含めて、どういった解決ができるか、一緒になってやっていければというふうに思っているというお答えでご理解いただければと思います。

徳本委員： もう一点よろしいでしょうか。詳しいご説明をありがとうございます。国有財産法という法律を私は存じ上げないので分かりませんが、この間の森友学園の一件を例にしても、国有財産を売払う時には、時価評価をどうするのかということについて結構決まりはあるのだろう、財務局が適当に値付けをすることはできないような仕組みになっているに違いないと思います。この残りの3分の1については時価売払いですが、まず時価という問題と売払いの条件です。これは国有財産法で決まっていますから仕様が無いのですけれど、一括支払いということになりますと、その年度の逗子市の財政負担が一度出てくる訳で、それはなかなか難しいことになるのだろうと。しかし前にも申し上げたことがあります、100年は無理としても、例えば20年で分割して支払うとか、支払いの条件が許されるのならば、その中でこういうことなら逗子市としてもできそうだという腹積もりくらいは持っていていいのかなと。そこがリアルでないと、返還運動をしても、いざ返還しますと言われたとたんに困ってしまうというのでは、私たちとしても気合の入らない話なので、先ほど、逗子市が考えるのか、あるいは防衛省なり何なりが考えるのかご質問をしたのですが、この国有財産法を少し調べていただいて、こんなことならできそうだという腹積もり的なお考えが出てくれば、それを聞かせていただければリアルに取り組めるということで、お願いしたいと思います。

事務局： おっしゃるとおり、3分の1の額がいくらになるか、評価についても例えばあそこは運動施設もございますし、緑地エリアについては山林部分もありますので、どういう評価がなされるか今の時点では全く分からない状況です。従ってそれも含めて、3分の1が実際にいくらなのかということまで、現状ではまだ至っていないのが正直なところ。今後、費用の軽減も含めて、国、米軍との交渉の中で、細かく詰めていくことになるだろうと考えております。一点、分割の話ですが、先ほどの資料6ページに、昭和52年の共同運動場の返還のことを載せておりますが、その売買の際にも、今は正確な資料を持っていないので細かいお答えはできませんが、単年度で払ったということではなくて、確か10年くらいだったか、そのくらいの分割をして支払いをしていたようですので、仮に今のような話になればそういった話も合わせて、交渉していかなければいけないだろうと考えています。

会長： よろしいでしょうか。それでは、これで軍転法についての議題を終了いたします。次に、議題3「その他」として、事務局から何かございますか。

事務局： お手元に配布しております『接收前の池子の森の暮らし』につきまして、3月の研修をまとめております。だいぶ遅くなってしまっただけで申し訳ございませんが、ようやく案という形で見せられるような状態になってきましたので、こちらをHPに

掲載するという事で現在準備しております。皆様お時間のある時に見ていただいて、ご意見等があればここ1~2週間くらいの中に事務局までご連絡いただけましたら、内容を修正していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一枚、カラーの『サードエイジ連続講座』の3時限目「自然観察しま専科」というところです。大塚さんのお名前がありますが、ずしし環境会議の野生生物調査員で、樹木医という方です。池子の森について、かなり調査をしていただいでいて、詳しい方ですので、お時間のある方は、12月10日の講座にご参加いただければと思います。事務局からは以上です。

長沢委員： よろしいですか。

会 長： はい、どうぞ。

長沢委員： この『サードエイジ連続講座』については4時限ありますが、それぞれに申し込めばいいのでしょうか。

事務局： 日にちが違いますので、それぞれ個別でお願いします。

会 長： これは、こちらからぜひ紹介をしてください、ということですね。

事務局： そうです。直接こちらへご連絡いただいた方が確かだと思います。先着順ということにもなっておりますので、直接お問い合わせください。

会 長： ただ今の報告にご質問等はありませんか。それでは、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

—以 上—